

「共通テスト」英語で利用可能となる 外部検定の要件を公表！

自校の高校教員が監督・採点する検定は不可！

旺文社 教育情報センター 29年11月9日

今月8日、大学入試センターは、「大学入学共通テスト」(以下、共通テスト)における「大学入試英語成績提供システム」への参加要件を公表した。共通テストの英語の試験では、外部検定が利用できる(大学の判断による)ことが示されている。今回公表されたものは、共通テストで利用可能な外部検定となるための要件で、これに沿って各実施団体が申し込みを行うことになる。

【要件のポイント】

- 1回の試験で英語4技能全てを評価
- 学習指導要領との整合性
- CEFRとの対応関係、その根拠となる検証方法や公表体制の整備
- 毎年度4月から12月までの間で複数回の試験実施
- 原則、毎年度全都道府県での試験実施
- 適切な検定料であること
- 試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策の公表

上記の各項目について、詳しく見ていこう。

- 1回の試験で英語4技能の全てを極端な偏りなく評価するものであること。

英語4技能を偏りなく評価できるもの、という点は、今回の外部検定利用の核と言える部分だ。さらに、1回の試験でこれらを測定できることが求められている。複数日に渡って試験を行っている検定にとっては、この点が改善の課題となる。

- 学習指導要領との整合性が図られていること。

内容に関する最重要項目がこれだ。英検やTEAPなどの「国産」の検定にとっては当然の内容だろう。それ以外の検定がどう対応するのかに注目だ。

- CEFR との対応関係並びにその根拠となる検証方法及び研究成果等が公表されており、実施主体においてその対応関係を検証していく体制が整っていること。

各検定の CEFR との対応関係は現在、文部科学省が一覧で公表しているが、これはいわば各実施団体からの自己申告によるものだ。実施団体がより多くの受検者を取り込むために、CEFR でより高い評価が得られるスコアを恣意的に設定することも不可能ではない。

そのため、CEFR との対応について透明性を高め、適切に検証していく必要がある。

- 毎年度 4 月から 12 月までの間に複数回の試験を実施すること。

共通テストで外部検定を利用する場合、高校 3 年の 4 月から 12 月に受検した 2 回まで成績利用が認められている。当然、各検定はこれに合わせた日程での実施が必要となる。

- 原則として全都道府県で実施すること。ただし当分の間、近隣の複数県を併せた地域での合同実施も可とし、この場合、全国各地の計 10 か所以上で複数回実施することを要する。

受検機会の偏りなく実施されることは重要である。「原則」全都道府県での実施とされているが、これをクリアできる検定は相当限られてしまう。そこで「当分の間」は 10 か所以上でよいとされた。

- 経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であること。

検定料について言及はされているが、「適切な」検定料の基準は示されていない。社会的に最も関心の高いのはここだろう。しかし今回の要件では踏み込むには至らなかった。

- 会場及び各試験室の責任者が、受検生の所属高校等の教職員でないこと。受検生の所属高校等の教職員が採点に関わらないこと。

試験監督及び採点について、該当の高校等の教職員は担当できないことが明記された。いわゆる「学校実施」の場合、現状ほぼ上記に該当してしまうだろう。この点は各検定にとって大きなハードルとなりそうだ。

◆今後のスケジュール

【29 年 11 月中旬】 資格・検定試験団体からの申込受付開始（～12 月中旬）

【29 年 12 月下旬】 申込状況公表

【30 年 3 月末日途】 確認結果の公表

29 年 11 月中旬から約 1 か月間の募集期間のあと、申込状況が公表される。その後 30 年 1 月初旬から 3 月下旬にかけて、参加要件を満たしているかの確認が行われる。学習指導要領との整合性、CEFR との対応関係については、特に重点的に確認を行うと見られる。